



憲法についての学び

Vol. III

とうとう展示も最終回、第 3 弾の登場です。

今回の展示・パンフレットは、渾身の内容となっています。

**ぜひ、手に取って
お読みください!**

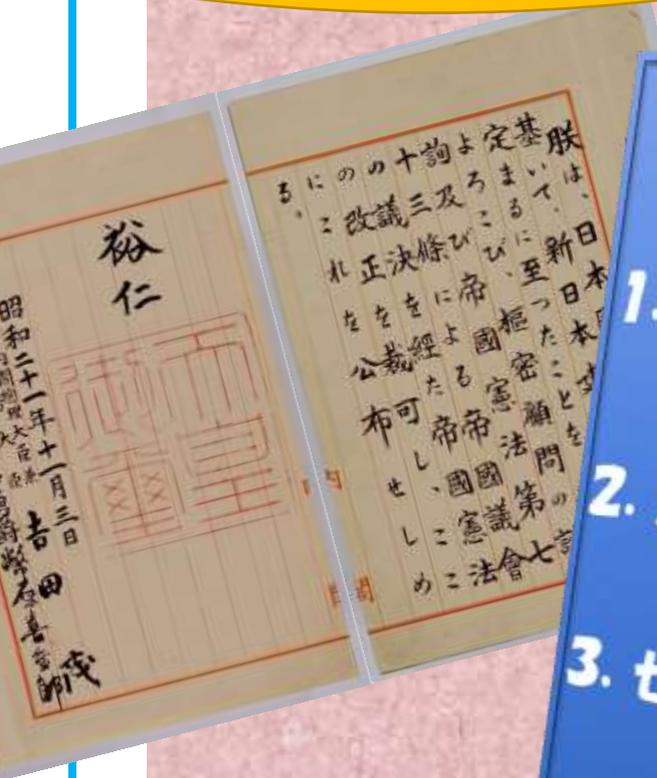
憲法解約、立件や裁判のニュースで、「いやいや、その法律そういう趣旨じゃないっしょ」と思ったことはありませんか。

法律の文章は、特別な読み方が必要です。現代文を読むように読んでいては「そんなはずでは・・・」となりかねません。

憲法改正、賛成・反対の前に、読み方のコツ、ここで知っておきましょう。

～目次～

1. 憲法改正を考える
2. 人権についての教育実践
3. ゼミ生からの推薦図書



小学校での授業実践記録です。授業案付きで参考になりますよ。

憲法改正を考える

前回までは憲法について勉強していききましたが、今回からは現在議論を呼んでいる『憲法改正』について少しばかり紹介していきます。安倍晋三内閣総理大臣が提案したことは、ニュースでも大きく取り上げられ、皆さんも1度は耳にしたことがあるかと思います。これについて深く考えたことはありますか？今回はそんな『憲法改正』について少しでも興味を持っていただけたらと思います。

「憲法改正」と聞いて皆さんが最初に思い浮かべるのは第9条についてでしょう。現行の憲法では第1項で戦争の放棄、武力行使の禁止、第2項で戦力の不保持、交戦権の否定を定めています。それが自民党の改正草案第9条第1項では戦争の放棄、「国際紛争を解決する手段」としての武力の行使を禁止するよう変更されています。ここが言葉のトリックなのですが、「国際紛争を解決する手段」以外の武力の行使は可能な訳です。



また、現行第2項は削除され、改正草案第9条の2第1項では「国防軍」の保持が示されています。

第9条だけでなく、第96条の改正も注目されています。聞き慣れない第96条は憲法改正についての規定です。つまり、第96条を用いて第96条を改正しようとしているのです！内容は、憲法改正の発議要件である「衆参各議院における総議員の2/3以上の賛成で憲法改正を国民に発議する」というものの「2/3以上」を「過半数」に変更するものです。

	現行	自民党改正草案
第9条	日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。	日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、 <u>国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。</u> <u>②前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。</u> ※9条の2、3が新たに追加

(改正後100条) 第96条	この憲法改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。 ② (省略)	この憲法の改正は、 <u>衆議院又は参議院の議員の発議により</u> 、両議院のそれぞれの総議員の <u>過半数</u> の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において <u>有効投票</u> の過半数の賛成を必要とする。 ② (省略)
-------------------	--	---

【参考文献】

- 青井未帆ほか『改憲の何が問題か』岩波書店 2013
- 自民党 HP「日本国憲法改正草案」 URL : <http://constitution.jimin.jp/draft/>

○憲法改正についての問題点として、このような意見もあります。

憲法改正を考える時、それはどんな国際的・国内的な条件のもとでどんな政治勢力がどんな意図で何をしようとしての改憲なのか、それを見極めた上で私たち一人ひとりが判断することを求められている。その判断材料の参考としてあげられるものに、今回の改憲草案について見ていくと3種類に分けていく見方がある。① これまで違憲とされてきたものが、憲法解釈の程度の差として憲法の条文を根拠に行われてしまう可能性が否定出来ず、合憲・違憲を論ずる際の基準のハードルが低くなってしまうこと。②現行憲法では原則に対してあくまでも『例外』として位置づけられていた事柄を原則と並ぶ取り扱いとして格上げし、条文化しようとしていること ③現行憲法の原則そのものを否定し、他の原則と取り替えようとする。 という3点を上げる。主に①については『天皇』を『元首』として憲法内に明記することに加え第9条問題について。②は『表現の自由』『政教分離』『労働基本法』にふりかかる問題について。そして③においては、前文の書き換えや、憲法の尊重擁護義務、『公共の福祉』から『交易及び公の秩序』への、変化についてを取り上げている。



【参考文献】

- 樋口陽一『いま、「憲法改正」をどう考えるか』岩波書店 2013

人権についての教育実践

ここまで、憲法について以前より学ぶことが出来たのではないのでしょうか。こうした学びを、ぜひ学校現場でも活用してほしいと思います。Vol. I の冒頭に述べたように、大学に入って初めて憲法についての勉強をします。小・中・高の学校ではあまり憲法に関する教育がなされていないのが現状です。昨年、私たち法律学研究室では「人権についての教育」をテーマに小学校で授業をしました。ここでは、その授業内容を写真等も交えて紹介していきたいと思います。

この授業では、児童に楽しんでもらいながら憲法の中の権利を知ってもらうための授業づくりをしていきました。ここでは自由権、選挙権、平等権、教育を受ける権利を身近な例でクイズにして考えてもらうという形で進めています。



授業の中心はクイズだったので子どもたちはとても楽しみながら参加してくれました。今回は「知ってもらう」ということを目標としていたので、これらの権利を実際に書き出してもらいました。このことで少しでも印象にのこり、憲法に興味を持ってもらえたかなと思います。



1. 本時の目標

具体的事例(クイズ)を通して基本的人権を知ることを目指す。

2. 本時案

時間	子供の意識の流れと学習活動	教師のかかわり	留意点
7	<ul style="list-style-type: none"> 児童の予想 「物を盗んではいけない、赤信号を渡ってはいけない、暴力はだめ など」 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">(どうして?何かに書いてある?)</p> <p>法律で決まっているから!!</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律を作るときに必ず守らなければいけないものが憲法といひます。 そんなことはない! オルバス君から一言 	<ul style="list-style-type: none"> 「社会にはどんなルールがあるだろう?」 <p>「憲法は皆とあまり関係なさそうだね」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スライドの準備する
22	<ul style="list-style-type: none"> ・クイズをやってみよう! (生活とどう関係あるかな) 1. 教育を受ける権利 「①朝が学校へ行かないで働きたいと言いました。わたしは学校が好きで学校に行きたいと思っています。わたしは学校に行っていないでしょうか。」 2. 選挙権 「②今、みんなは北海道知事の選挙に投票ができるでしょうか?」 3. 就労権 「③ぼくは北海道知事になりたいと思っています。ぼくでも北海道知事の選挙に立候補できるかな?」 4. 平等権 「④朝食の4分の1はたくさん食べる男子だけです。いいでしょうか?」 5. 自由権(職業) 「⑤朝が勝手に髪に髪を染めたいと思っていました。僕は昔から先生になりましたか〜たんだけど髪を染めて先生になっていいかな?」 6. 自由権(恋愛) 「⑥朝が好きな人と結婚させられそう。でも本当はクラスメイトの〜が好きなんだ。ぼくは〜と結婚することに決めた!」 <p>・答え合わせと各権利を説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・わからない言葉はないか随時確認する。 ・権利の説明は簡単な言葉で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間によっては問題を短縮する ・答えを記入するプリントを準備する
45	<ul style="list-style-type: none"> ・問いについて考える。 ・数人の児童に自分の答えや理由を聞く。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">権利がないとだめなんだ!</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「これらの権利がなくなったらどうなるかな?」 	



この授業では、身近な生活にかかわる人権を題材にし、○×クイズをしながら楽しく基本的人権を学びました。あらかじめ作っておいた○×のふだを児童全員分配り、一斉にふだを挙げるクイズを4問出題しました。最後にワークシートを回収し、授業の感想を見ると「こんな身近なところに人権があるなんて知らなかった。」「人権は大事なんだなと思った。」といった声がありました。

1. 本時の目標

法という概念について、身の回りにある諸権利の存在を明らかにすることで、公民的資質を養おうという思いをもとうとする。

2. 本時の展開

過程	児童の活動 ◆…予想される回答	教師の働きかけ
<導入> (3分)	5月3日は何の日かを思い出す。 ◆ゴールデンウィーク ◆ゴミの日 ◆リカちゃんの誕生日 5月3日は憲法記念日であることを確認する。 →「憲法」とは何かという疑問をもつ。	🗨️ で5月3日が隠されたカレンダーをスライドで表示する。
<展開> (18分)	憲法とは、国の決まりごとのなかで一番守るべきものであることを理解する。 「基本的人権」という聞き慣れない言葉に疑問をもつ。 憲法では、私たちが当たり前だと思うことを当たり前にするための「基本的人権」が保障されていることを理解する。	憲法とは何かという疑問に対して、マンガを用いて説明する。 憲法で定められているものとして、国民主権・平和主義・基本的人権の尊重を挙げる。 ※スライドでは上記の言葉をわかりやすく言い換える。 「人間らしい」「基本的人権」とは何かをなるべく噛み砕いた表現を用いて説明する。
学習課題を把握する	【学習課題】 身の回りにある基本的人権にはどのようなものがあるのだろう。	
(38分)	身の回りにある様々な権利について知る。 クイズのなかの具体的事例を通して、私たちにとっての当たり前の生活と基本的人権が密接にかかわっていることを理解する。	権利に関する4問の○×クイズをする。 (選挙権、職業選択の自由、平等権、思想・表現の自由) 一答え合わせ後にそれぞれの権利について説明する。
<まとめ> (45分)	ワークシートの設問に取り組み、基本的人権について振り返る。	身の回りにある「できる」は様々な権利によって実現していることを伝える。



この授業では、教育を受ける権利について、子どもたちと一緒に考えました。冊の中で勉強しているバングラデシュの学校の写真を見せ、教育を受けることができるというのは当たり前のことではないということをお伝えしました。また、小学校の教科書が0円だということに基づき、日本では教育を受ける権利が保障されていることを確認しました。子どもたちも真剣に授業に取り組んでいたと思います。



1. 本時の目標

日本では、教育を受けることは権利として守られているということに気付く、自分が受けてきた教育が、教育を受ける権利によるものだと思えることができる。

2. 本時の展開

子どもの思考の流れと学習活動	教師のかかわり
<p>・何の写真か考え、ワークシートに記入する。</p> <p>（何の中みたいでかわいそう） （勉強している）</p> <p>・勉強がしたくてもできない子どもたちがたくさんいる。 ・バングラデシュには、字を読むことができる人が53%しかいない。（日本は99%） ・字を読めないとどんな問題が起こるのだろう。</p> <p>・中国語の文を見て、自分ならどの店で働きたいかワークシートに記入する。</p> <p>1. 如果连续一周工作不休息能得到500日元。即使感冒也得工作。 2. 一周之内可以自由选择工作时间。每天1000日元。 3. 如果一周休息三天 能得到300日元。</p> <p>1.1 週間毎日休みなしで働いて500円もらえる。風邪をひいても強制労働。 2.1 週間のうち働きたいときに自由に働ける。1日につき1000円もらえる。 3.1 週間に3日休みがあって300円もらえる。</p> <p>・学校に行けないと他にも困ることについて考える。</p> <p>（計算ができない） （買い物ができない） （本が読めない） （手紙が書けない）</p> <p>・学校に行けないといろんな不便があり、世界には学校に行けない子どもがたくさんいる。</p> <p>日本では、全員が学校に行くことができるのはなぜだろう。</p> <p>（親のおおくり？） （何が違うんだろう？）</p> <p>・日本で保障されている教育を受ける権利について知る。 ・日本国憲法 ・権利 ・教育を受ける権利 ・教育を受けさせる義務</p> <p> 裏を見てみると... →</p> <p>学校に行くことができるのは、教育を受ける権利で守られているからなんだね。</p>	<p>・バングラデシュの学校の写真を提示する。</p> <p>・写真の説明をするとともに、バングラデシュの教育の状況について説明する。</p> <p>・識字についての活動を提示する。</p> <p>・字が読めないことの大変さを伝える。</p> <p>・学校に行けないと、識字以外にどんな不便があるか考えさせ、しかし日本の子どもたちはそうではないという現状に改めて気付かせる。</p> <p>・日本では、教育を受ける権利が保障されているということをお伝えする。 ・教科書無償給付制度を例として提示する。</p>



このように、私たちは3つのグループに分かれて指導案を考え、人権についての授業を実践してみました。皆さんも機会があれば、憲法や法律に関する授業をぜひやってみてください。



Vol. I から連載を続けてきたこの企画も今回で最後になりました。皆さんがこれを機に少しでも憲法や法律について興味をもてただけなら幸いです。読んでくださり、ありがとうございました！(Vol.Ⅲだけ読んだ方ぜひ全巻お読みください。笑)

ゼミ生からの推薦図書



○青井未帆ほか『改憲の何が問題か』岩波書店 2013

○樋口陽一『いま、「憲法改正」をどう考えるか』

岩波書店 2013

○柳瀬昇ほか『憲法と教育 第二版』

学文社 2009

○鈴木弘輝『憲法教育と社会理論』

勁草書房 2009



今回の図書館の資料展示では、菅野ゼミ3年生の皆さんがご協力くださいました。展示資料の選書と展示POP作成に加え、充実した内容のパンフレット3部作も作っていただきました。紹介してくれた図書も、パンフレットも、これから憲法の勉強を始める人にはもちろん、小中学校の先生になって授業をするとき、

あるいは一社会人としての日々に、みんなの役に立つことと思います。

いそがしい中、ありがとうございました。

平成 29 年 5 月 26 日

編集：伊豆優花 長田真季 西内空良 小坂幹人 (菅野ゼミ 3 年)

発行：北海道教育大学附属図書館札幌館

